

公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理審査委員会規程

平成27年3月15日制定

(設置)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第22条の規定に基づき、倫理審査委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、日本口腔インプラント学会会員（以下「会員」という。）が医学系研究等を行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議した上で本委員会としての見解を示し、以って口腔インプラント学の健全な発展に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、10名以上をもって組織する。ただし、2名以上は会員以外の者でなければならない。

2 委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 本委員会に委員長を置く。委員長は倫理委員会委員長とし、会務を総括する。

5 本委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることができる。

(運営)

第4条 委員長は本委員会を招集しその議長となる。

2 委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。

3 本委員会は、委員の過半数以上が出席し、かつ会員以外の委員が出席しなければ開催できないものとする。

4 審議の結論は、原則として出席委員全員の合意を必要とする。

5 審議経過及び内容は記録として保存する。

(審議事項)

第5条 本委員会は、理事長から諮問のあった次の事項について審議する。

(1) 会員から診療、医学系研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項

なお、他の機関で既に審議された事項については、当該審査資料の提出が必要である。

(2) その他必要と認めた事項

(審議手続)

第6条 本委員会での審議を希望する者は、研究倫理審査申請書・研究計画書に必要事項を記載し理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、申請事項を本委員会に諮問し、本委員会は第5条に基づき審議する。

3 委員長は、審議の結果を理事長に答申する。

4 理事長は、答申を受けた内容を理事会の議を経て、申請者に通知する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の運用に関する細則は別に定める。

第8条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成27年3月15日に制定し、同日から施行する。

この規程は、平成29年3月12日に改定し、同日から施行する。